

平成25年門真市教育委員会第10回定例会

開催日時 平成25年10月25日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|------|------------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 委員長の選挙 |
| 日程第4 | 委員長職務代理者の指名 |
| 日程第5 | 議案第29号 門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定の申出について |
| 日程第6 | 議案第30号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の制定について |
| 日程第7 | 議案第31号 門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第32号 門真市立図書館条例施行規則の一部改正について |
| 日程第9 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで

出席委員

委 員	長澤 信之
委 員	藤原 定壽
委 員	磯和 均
委 員	桜井 智恵子
教 育 長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
学校教育部総括参事	満永 誠一

学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	寺西 照之
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部地域教育文化課長	脊戸 隆
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
図書館長	秋月 康宏

事務局 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

事務局より 磯和 均 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 委員長の選挙

日程第 4 委員長職務代理者の指名

三宅教育長より、日程第 3 委員長の選挙 及び日程第 4 委員長職務代理者の指名 については、別室にて審議したいとのことで、各委員に諮ったところ全員異議なく別室にて審議された。

出席者 全委員

時間 2 時 2 分～ 2 時 9 分

教育長より、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指名の結果、委員長に長澤委員、委員長職務代理者に藤原委員が決定したことの報告があった。

議案第29号 門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定
管理者の指定の申出について

門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の指定管理者の指定の申出について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

本議案につきましては、平成26年度から門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館の管理を行う指定管理者の候補者を、指定管理者として指定するものでございます。

議案書2ページ、「指定管理者の指定について」をご覧ください。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、「門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館」でございます。また、指定管理者の候補者に選定する団体は、現在も指定管理者として指定されている「特定非営利活動法人トイボックス」、指定する期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間でございます。

次に、この団体を選定するに至った経緯をご説明いたします。指定管理者となる団体を平成25年6月3日から6月28日まで募集したところ、7月2日の現地説明会には29団体が参加し、8月1日から8月9日までの受付期間において、記載の6団体から申請がございました。

次に3ページをご覧ください。指定管理者の候補者の選定にあたりましては、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」に基づき、門真市民文化会館及び門真市立市民交流会館指定管理者候補者選定委員会を設置し、委員には生涯学習や文化芸術について学識経験を有する者などを委嘱いたしました。選定委員会は、書類審査を行う第1回を8月20日に、プレゼンテーション審査及び総合評価を行う第2回を9月12日に開催しました。

次に4ページをご覧ください。第1次審査の選定基準は表のとおり設定いたしました。今回の選定において特に重視したのは「市民の交流と文化の向上に寄与する事業の提案」でございます。施設を管理するのみならず、事業の積極的な実施を通じて施設の設置目的を実現することが期待できることに対する配点を多くしました。

次に5ページをご覧ください。第2次審査では、申請者の行うプレゼンテーションのほか、委員による質問への回答などに対し

て審査を行いました。

審査結果につきましては、まず、申請のあった6団体のうち、第1次審査の上位3団体を通過といたしました。

次に6ページをご覧ください。第2次審査の結果は②のとおりとなりました。また、第1次審査結果及び第2次審査結果の総合得点は、③の表のとおりとなりました。

第1次審査結果及び第2次審査の結果を踏まえ、総合的に審査した結果、特に市民との協働を進める手法や事業の具体性、本市の文化振興に積極的に寄与しようとする市民に寄り添った施設運営の提案が他の申請団体よりも優れていると判断したため、指定管理者の候補者を特定非営利活動法人トイボックス、次席の候補者を門真みらい創造プロジェクトと選定いたしました。

指定管理料の額は、次の7ページにありますとおり、1年あたり約1億3千万円、5年間の合計は6億6,791万9千円となっております。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第30号 門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の制定について

門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の制定について、上甲学校教育課参事が次のように説明した。

議案書9ページをご覧ください。

本議案につきましては、門真市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則の議決をお願いするものでございます。

今回の条例施行規則制定は、門真市立小学校及び中学校において少人数学級編制を実施するために、任期を定めて任用する教員の任用、勤務条件等に関し必要な事項、特に勤務時間、休暇の内容等を定めるにつき、本条例施行規則を制定するものです。

主な内容といたしましては、第1条に趣旨を説明し、第2条に再度の任用、第3条に給与の号給の格付、第4条に教員特殊業務手当、第5条に勤務時間の割り振り及び休憩時間を記しておりま

す。

議案書10ページをご覧ください。第6条に正規の勤務時間以外の時間における勤務、第7条に年次有給休暇、第8条に病気休暇、第9条に特別休暇を記しております。

議案書11ページをご覧ください。第10条に介護休暇を記しております。

任期付市費負担教員の休暇については、基本的に市の職員と同様の内容に制定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行するものです。

藤原委員長職務代理者： 第3条の「有用な経験を有する」とは具体的に何を意味するのか。

上甲学校教育課参事： 有用の経験とは学校又は学校に準ずる教育機関における在職期間や民間における企業等に従事した期間のことです。例えば他市や大阪府で講師をされていた経験、あるいはそれに準ずる教育機関や職務内容にもよりますが民間企業での経験年数等を加味し、前歴加算したうえで号給の格付けを行うものです。

藤原委員長職務代理者： 号給の格付けが伴うかどうかの問題だけか。

上甲学校教育課参事： どこからスタートするかが前歴の加算ということになるので、それらが加味されて給料が決定されることとなります。

長澤委員長： 前歴加算の基準は決めているのか。

上甲学校教育課参事： 府費負担の常勤講師の前歴加算の基準がありますので、それに準じて行いたいと考えております。

藤原委員長職務代理者： 第4条の表現が少ない。「学校教育活動として行われるものとする。」とあるが、例えば中学校の教員として任用すれば部活動を担当する可能性もある。その場合は学校の教育課程として対外試合をどのように見るのか。また、その採用された方がそこに参加できるのか。

上甲学校教育課参事： 中学校の部活動における職務につきましては、府費負担教職員

と同等の取り扱いをさせていただきたいと思っております。例えば平日と課業時間外については、手当の対象にはなりません。週休日等に行われる部活動について、公務として認められる部分については、特殊業務手当の対象となります。

藤原委員長職務代理者： 門真市がその手当を支払うのか。府の職員ではないので府では支払われないが、それでいいのか。

上甲学校教育課参事： 週休日において、四時間以上もしくは六時間以上公務としての部活動に従事した場合は特殊業務手当の対象となります。平日につきましては、その対象とはなりません。

藤原委員長職務代理者： 第8条の病気休暇や第10条の介護休暇について、学校が代替を与えることができるのか。急に発生したとすれば、どのような場合でも採用した人が学校で仕事ができないことになり、子どもに影響が出てしまう。その心配を与えないようにするためには新たに講師を入れなければならない。市で何か計画は考えているのか。

上甲学校教育課参事： 病気休暇や介護休暇など長期間の休暇を取得する教員が発生した場合は、代替の任期付教員を配置することとなっております。その任用につきましても論文と面接を考えております。

藤原委員長職務代理者： この規則は平成26年4月1日より実施とのことなので、それまでに任用しなければならない。試験はいつ実施されるのか。

上甲学校教育課参事： 選考につきましては1月中旬頃、選考結果につきましては2月上旬を目途に予定しております。

長澤委員長： これから予算要求をすると思うが、市費負担教職員の代替を配置するにあたっては、議会の理解を得られるようにしなければならない。予算がつかないとなると配置することもできなくなるので、関係部局とも十分に連携を図ってほしい。

[全委員異議なく、可決]

について

門真市立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

議案書16ページをご覧ください。

本議案につきましては、平成25年門真市議会第3回定例会におきまして、浜町幼稚園と北巢本幼稚園の廃止とともに、時間外教育及び通園バス運行の実施について、門真市立幼稚園条例の一部改正の議案を提出し、可決されました。それに伴い、門真市立幼稚園の管理運営に関する規則を一部改正するにあたり、教育委員会の議決をお願いするものでございます。

議案書17ページからをご覧ください。主な改正内容といたしましては、第2条において浜町幼稚園と北巢本幼稚園が廃止になることから、その文言を削除いたしました。

次に、第14条の2から第14条の5までにつきましては、時間外教育の対象者、時間外教育の定員、時間外教育の実施日及び実施時間、時間外教育の利用の申請等につきまして追記するものです。

次に、第14条の6及び第14条の7につきましては、通園バスの申請等、通園バス使用の休止等につきまして追記しております。

次に、第15条から第15条の3につきましては、通園バスの使用料及び時間外教育に係る利用料の納付等に関する必要事項を追記しております。

次に、第16条につきましては、通園バス使用料を使用状況に応じて減額する旨を追記しております。

次に、第18条につきましては、時間外教育の利用及び通園バスの使用停止のことについて追記しております。

なお、附則といたしまして、「施行期日」につきましては、この規則は、平成26年4月1日から施行するものです。

また、「経過措置」としましては、「この規則の施行前に作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。」また、「時間外教育の承認、通園バスの使用の許可等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。」と記載しております。

長澤委員長： 第14条の3で時間外保育の定員を30人に決めており、大和田幼稚園ではすでに願書を20枚ほど配布していると聞いているが、4歳児と5歳児を合わすと時間外保育を希望される方は30名を超え

ることが考えられる。その場合はどのような方法を予定しているのか。

満永学校教育部総括参事： まず30名を定員にした理由から述べます。通常保育において4歳児の定員が30人となっているので、そこに合わせました。次に希望者数が定員を超えた場合ですが、抽選を実施させていただくこととなります。そのような状況が実際に起きそうな場合は、事前に保護者とお話をして、数に余裕のある幼稚園に通ってもらえないかどうかの打診も行うことも必要かと思います。なお、今後、『幼稚園の新しい教育内容を考える会』でも、幼稚園の園長等とこうしたことが起きた場合の対応についても協議していくつもりです。

長澤委員長： 抽選になれば大変。特例はあるが、あくまでも30人決まった後での特例である。そのあたりを慎重に、保護者が納得するように検討していただきたい。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第32号 門真市立図書館条例施行規則の一部改正について

門真市立図書館条例施行規則の一部改正について、秋月図書館長が次のように説明した。

議案書の46ページをご覧ください。

本議案につきましては、門真市立図書館条例施行規則第8条第1項におきまして、「個人に対して貸し出すことのできる図書等の冊数は、10冊以内とする。」を「15冊以内とする。」に変更するものです。

理由といたしましては、個人に対する貸出期間3週間において、利用することができる冊数の適切な範囲の見直しを図るものです。また、近年減少傾向にある図書館の貸出利用の促進につなげるものであります。

附則といたしまして、「この規則は、平成26年1月1日から施行する。」としております。

[全委員異議なく、可決]

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 門真市立学校教職員人事基本方針及び平成26年度門真市立学校教職員人事取扱要領について

門真市立学校教職員人事基本方針及び平成26年度門真市立学校教職員人事取扱要領について、上甲学校教育課参事が次のように説明した。

先日、大阪府教育委員会より大阪府公立学校教職員人事基本方針、平成26年度公立小中学校教職員人事取扱要領の送付がありました。その内容は、大阪府公立学校教職員人事基本方針については変更ありませんでした。また、平成26年度公立小中学校教職員人事取扱要領については、年度の変更のみでありました。

そのことを受けて、門真市立学校教職員人事基本方針、門真市立学校教職員人事取扱要領の見直しを行いました。

1 ページの門真市立学校教職員人事基本方針は変更しておりません。次に2 ページの平成26年度門真市立教職員人事取扱要領につきましては、年度を平成25年度から平成26年度に変更を行いました。残りの部分については、昨年度と同様でございます。

番号 2 平成26年度門真市立幼稚園児の募集について

平成26年度門真市立幼稚園児の募集について、寺西学校教育課長が次のように説明した。

諸報告資料の4 ページをご覧ください。

1 の応募資格については、通園バスを導入することから(4)の※印「通園バスを利用する場合は、バス停までの送迎が必要」を追加しております。

2 の募集人員については、2 園とも4 歳児60人2 クラス、5 歳児70人2 クラスです。

3の入園願書等の交付、4の入園願書等の受付、5の入園の決定、6の調整及び抽選日、7の入園許可説明会及び許可書の交付については、記載のとおりです。

8の時間外教育について、平成26年4月より、通常教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に、時間外教育を実施。(1)時間は月曜日から金曜日の午後5時まで、(2)申請方法については4月以降、在園する幼稚園に直接申請。9の通園バスについて、平成26年4月より、一部の地域で通園バスを運行。詳細は9ページの「通園バス運行のお知らせ」で説明させていただいております。

10の費用等につきましては、時間外教育に係る利用料と通園バス使用料が追加されております。時間外教育に係る利用料は1ヵ月を単位とする場合月額5,000円、1日を単位とする場合月・火・木・金曜日は日額300円、水曜日のみ日額500円となっております。また、通園バスにつきましては、月額往復で3,000円となっております。

7ページの入園願書、8ページの時間外教育実施のお知らせは記載のとおりです。

続きまして、9ページの門真市立幼稚園通園バス運行のお知らせについてであります。公立幼稚園の再構築に伴い、26年3月に廃園となる浜町幼稚園および北巢本幼稚園にお住いの園児を対象に通園バスを運行いたします。運航につきましては、園児の体調を考慮し、40分以内の行程で添乗員が乗車したバスを運行し、使用料は月額往復3,000円としております。通園バス使用にあたっての注意事項といたしましては、バス停留所までの送迎は、保護者の責任で行うこと。指定場所以外での乗降はできないこと。時間外教育を利用後送迎はできないこととございます。

10ページをご覧ください。通園バスの停留所については、浜町幼稚園及び北巢本幼稚園周辺にそれぞれ3カ所、合計6カ所を設定しており、具体の箇所については記載のとおりです。

番号 3 門真市教育委員会教育用PC管理運用要領の制定について

門真市教育委員会教育用PC管理運用要領の制定について、岩佐教育センター長が次のように説明した。

資料の12ページからをご覧ください。

本要領は、門真市立小・中学校教育用パソコンが2学期から入

れ替えになったことに伴い、教育用パソコンを適切かつ有効に活用するとともに、昨年度までUSBメモリ等の紛失・盗難事案が重なりましたことから、個人情報等の漏洩、ウイルス感染等を未然に防ぐために新たに定めたものでございます。

第4条にあります管理責任者、第5条教育用PCの運用責任者を位置づけ、その役割を明確化したこと、第7条の使用義務を明記し、PC機器の管理を厳密にしたこと、同条(6)個人もちのUSBメモリは使えないようにしたこと、校内の教師用ファイルサーバーに接続するためには、USBキー（記憶部分がないもの）が必要になったことが主な内容です。

—すべての報告が終了後—

藤原委員長職務代理者： PC管理運用要領について、学校で教職員が使っている台数は1人1台ではないのか。

岩佐教育センター長： 1人1台割り当てるように計算して配付しております。内訳としましては、タブレットとして使用できるPC20台、一般のPCが学級数分、管理職や担任外が使用するためのPCも配付しておりますので、全教職員に貸与できる計算になります。

長澤委員長： 通園バスについて、少数ではあるが保護者の方はかなり期待をしている。特にバス停のことを気にしている。相当細かいバス停があるような認識の方がおられるようなので、説明会等できちんと説明してあげてほしい。

藤原委員長職務代理者： 心配なのがバス停に保護者が迎えに来ていない時である。保護者が迎えに行くのが遅れるからといって通園バスをバス停に留まらせておくわけにはいかない。通園バスの中に残った園児をどうするのかを考えておかなければならないが、何か対策はあるのか。

山教育総務課長： 保護者が園児を迎えに来られない場合につきましては、通園バスがバス停で待つことを想定しておりません。必ず園に連れて帰ります。その部分は臨機応変な対応は難しく、保護者が園に迎えに来るというルールを徹底していくことを考えております。

長澤委員長： 迎えに行くのが遅れるといった連絡はどこにすることになるのか。

山教育総務課長： 基本は園になると思いますが、通園バスの添乗員に携帯電話をもたせて連絡をとらせることになると思います。

長澤委員長： バスに連絡があった場合、バス停で待つことはできないと体のいいように断らなければならない。

山教育総務課長： あまり融通を利かせると後々大変なことになるので、園に迎えに来るというルールを徹底したいと考えております。

藤原委員長職務代理者： 園長が今まで以上に大変になる。保護者に理解をしてもらった上でバスを使用していただき、園長に更なる苦勞が増えないように計画を立てるようにしていただきたい。

長澤委員長 閉会宣言 午後 2 時49分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 磯和 均